

平成28年度

第4回滝川市地域包括支援センター運営協議会

日 時 平成29年2月23日（木）

午後6時00分から

場 所 滝川市役所5階 庁議室

次 第

※会議に先立ち、

○「土筆の郷」における現地確認

○委員改選に伴う委嘱状交付

滝川市民生委員児童委員連合協議会選出委員 鈴木 弘子氏

1. 開 会

2. 会長挨拶

3. 議 事

地域密着型サービス事業所の指定について

- ・小規模多機能型居宅介護 土筆の郷
- ・認知症対応型共同生活介護 土筆の郷

4. そ の 他

5. 閉 会

＜小規模多機能型居宅介護事業所の指定チェック表＞

事業所名： 小規模多機能型居宅介護 土筆の郷

所在地： 東町4丁目2番11号

事業開始予定： 平成29年3月1日

項 目	市条例の人員・設備・運営に関する基準等	当該事業所の状況	備 考
1. 基本方針	要介護者について、その居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるように支援するものである。	・ 要介護者の居宅及び事業所において家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう小規模多機能型居宅介護等の提供を行うことを目的とする。 ・ 通いを中心として、要介護者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせ、サービスを提供することにより、利用者の居宅における生活の継続を支援するよう努める。	
2. サービス提供日	■365 日	365 日	
3. サービス提供時間	①通いサービス } 事業所ごとに営業時間を設定 ②宿泊サービス } できる ③訪問サービス：24 時間	①通いサービス 9 時 30 分～16 時 ②宿泊サービス 16 時～翌朝 9 時 30 分 ③訪問サービス 24 時間	
4. 登録定員・利用定員（1 日当り上限）	登録定員：29 人以下（介護予防含む） ①通いサービス：登録定員の 1/2～15 人まで （開設から 6 カ月間は、通い定員の 50%の範囲で届け出ることが可能） ②宿泊サービス：通いサービス定員の 1/3～9 人 ③訪問サービス：（登録者居宅を訪問） ■①～③のサービスを合せて概ね週 4 日以上行うことが適切なサービスの目安	登録定員：18 人（介護予防含む） ①通いサービス：9 人 ②宿泊サービス：9 人 ③訪問サービス：登録者 ■ 1 年を通じて毎日営業	

5. 人員基準	①代表者 ・介護保険施設等で認知症介護に従事した経験を有する者又は保健医療福祉サービスの経営に携わった経験を有する者 ・認知症対応型サービス事業開設者研修等を修了していること ②管理者 1名（常勤） ・事業所の管理上支障がない場合、兼務可 ・特養・デイサービス等の従業者として3年以上認知症介護に従事経験 ・認知症対応型サービス事業管理者研修等を修了していること ③介護従業者 【夜間及び深夜の時間帯以外】 ・常勤換算で、通いサービスの利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上（3：1以上） ・訪問サービスの提供に当たる介護従事者を1以上 【夜間及び深夜の時間帯】 ・夜勤に当たる介護従事者を1以上 ・宿直勤務に当たる介護従業者を1以上 （宿直職員は、主として登録者からの連絡を受けての訪問サービスに対応するために配置されるものであることから、宿直者が随時の訪問に支障がない体制が整備されていれば必ずしも事業所内で宿直する必要はない。） ■介護従事者は必ずしも資格は必要ないが、介護等に対する知識、経験を有することが必要 ■介護従事者は併設するグループホーム等の職務に従事することができる。 ④看護職員 ・介護従事者のうち1以上の者は看護職員（准看可）でなければならない。（非常勤可） ⑤介護支援専門員 ・登録者に係る居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の作成に従事すること（非常勤・兼務可） ・小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修を修了していること	経歴書等確認 1名配置 計画作成担当者（介護支援専門員）兼務 経歴書等確認 【6～21時】 3名以上配置 1名配置 【21～翌朝6時】 1名配置 宿直職員は自宅待機により対応 （事業所から登録者宅へ訪問するのと同程度の対応が可能） 介護福祉士又は訪問介護員研修2級課程修了者を配置 併設グループホーム（ユニット南）従事者1名について、当該ユニットでの稼働が始まる前日まで従事 看護師常勤1名配置 常勤・兼務1名配置（管理者兼務） 経歴書等確認	
6. 設備基準	①居間・食堂（兼用可） ・機能を十分発揮しうる適当な広さを有すること ②宿泊室 ・宿泊室の定員は1人（処遇上必要と認められる場合は2人可）	78.187㎡ 個室－洋室7 和室（2名定員）1（プライバシー配慮対策有）	図面及び 現地調査 にて確認

	・宿泊室の床面積は 7.43 m²（約 4.5 畳）以上 ③台所、浴室 ・専用が原則であるが、利用者に対するサービスの提供に支障がない場合は共有可 ④消火設備その他非常災害に際して必要な設備 ⑤その他必要な設備・備品 ■消防用設備等・特殊消防用設備等検査済証 ■建築基準法第 7 条の 2 第 5 項の規定による検査済証	洋室－7.453 m² 和室－14.906 m²（1 名当たり 7.453 m²） 台所、浴室とも専用 スプリンクラー、自動火災通報装置等設置 送迎車両保有（未納品につき後日関係資料追加提出） 検査済証にて確認 検査済証にて確認	
7. 運営基準等 （主なもの）	①事業者は、主治医との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ協力医療機関を定めておかなければならない。 ②事業者は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者等により構成される運営推進会議を設置し、概ね 2 カ月に 1 回以上サービスの状況等を報告し運営推進会議から必要な要望、助言を聞く機会を設けなければならない。 ③事業者は、事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。	2 カ所の医療機関、1 カ所の歯科医院と契約 概ね 2 カ月に 1 回以上開催予定 構成委員名簿提出 地域との交流予定	
8. 指定申請関係書類	・指定地域密着型（介護予防）サービス事業者指定申請書 ・付表 3－1 ・その他添付書類	別紙 1 別紙 2 別紙 3「指定申請に係る添付書類一覧」のとおり	

市条例～「滝川市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例」

＜認知症対応型共同生活介護事業所の指定チェック表＞

事業所名： グループホーム 土筆の郷

所在地： 東町4丁目2番11号

事業開始予定： 平成29年3月1日

項 目	市条例の人員・設備・運営に関する基準等	当該事業所の状況	備 考
1. 基本方針	認知症高齢者に対して、家庭的な環境と地域住民との交流の下で日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援するものである。	・要介護者であって認知症の状態にある者について、共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにする。 ・地域住民との各種交流イベント等の頻繁な開催予定について確認	
2. サービス提供日	■365 日	365 日	
3. 入居定員	共同生活住居（ユニット）を有するものとし、その数は1又は2とする。 1ユニット入居定員は、5人以上9人以下とする。	2 ユニット 1 ユニット定員 9 人	
4. 人員基準	①代表者 - 介護保険施設等で認知症介護に従事した経験を有する者又は保健医療福祉サービスの経営に携わった経験を有する者 - 認知症対応型サービス事業開設者研修等を修了していること ②管理者 1 名（常勤） - ユニットごとに配置する。 - 管理上支障がない場合、兼務可 - 特養・デイサービス等の従業者として3年以上認知症介護に従事経験 - 認知症対応型サービス事業管理者研修等を修了していること ③介護従業者 【夜間及び深夜の時間帯以外】 - 常勤換算で、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上（3：1以上） 【夜間及び深夜の時間帯】 - 時間帯を通じて夜勤に当たる介護従事者を1以上 （当該グループホームが1ユニットで、利用者の処遇に支障がない場合、併設する小規模多機能型居宅介護事業所の夜勤職員の兼務可）	経歴書等確認 1 名配置 2 ユニット管理者兼務 経歴書等確認 【6 時～21 時】 各ユニット 3 名以上配置 【21 時～6 時】 各ユニット 1 名配置	

	■介護従事者は必ずしも資格は必要ないが、認知症の介護等に対する知識、経験を有することが必要 ■介護従事者は併設する小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができる。 ④計画作成担当者 ・ユニットごとに配置する（非常勤・兼務可）。 ・計画作成担当者のうち1以上の者は介護支援専門員を充てること	介護福祉士又は訪問介護員研修2級課程修了者を配置 ユニット南の従事者1名について、当該ユニットでの稼働が始まる前日まで併設小規模多機能型居宅介護事業所にて従事 ユニット北：常勤・介護従事者と兼務 ユニット南：非常勤・看護師と兼務 介護支援専門員証にて確認	
5. 設備基準	①居室 ・個室であること（処遇上必要と認められる場合は2人部屋も可） ・1居室の床面積は7.43㎡（約4.5畳）以上 ②居間・食堂 ・同一の場所とすることができるが、それぞれの機能が独立していること ・利用者及び介護従業者が一堂に会するのに十分な広さを確保すること ③台所、浴室 ・専用が原則であるが、利用者に対するサービスの提供に支障がない場合は共有可 ④消火設備その他非常災害に際して必要な設備 ⑤その他必要な設備・備品 ■消防用設備等・特殊消防用設備等検査済証 ■建築基準法第7条の2第5項の規定による検査済証	1ユニット個室9室 9.937㎡ 両ユニットともに同一場所で機能独立 1ユニット46.4㎡ 台所、浴室とも専用 スプリンクラー、自動火災通報装置等設置 利用者の外出・通院等のため送迎車両保有（未納品につき後日関係資料追加提出） 検査済証にて確認 検査済証にて確認	図面及び 現地調査 にて確認
6. 運営基準等 （主なもの）	①事業者は、主治医との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ協力医療機関を定めておかなければならない。 ②事業者は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者等により構成される運営推進会議を設置し、概ね2カ月に1回以上サービスの状況等を報告し運営推進会議から必要な要望、助言を聞く機会を設けなければならない。 ③事業者は、事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。	2カ所の医療機関、1カ所の歯科医院と契約 概ね2カ月に1回以上開催予定 構成委員名簿提出 地域住民との各種交流イベント等の頻繁な開催、避難訓練の地域住民参加等について確認	
7. 指定申請関係書類	・指定地域密着型（介護予防）サービス事業者指定申請書 ・付表4 ・その他添付書類	別紙4 別紙5 別紙6「指定申請に係る添付書類一覧」のとおり	

市条例～「滝川市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例」

「土筆の郷」位置図

